

【オーストラリア】政治及び選挙への外国からの影響を防ぐ制度法

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

* 政治及び選挙への影響を防ぐことを目的として、外国政府及びそのほかの外国の依頼人のために活動する者に対し、活動の内容等の登録を義務付ける制度に関する法律が成立した。

1 法制定の目的と背景

連邦政府は2017年12月7日、国の安全保障に係る3つの法案を一括して連邦議会に提出していた。そのうち①2018年外国の影響透明化制度法（2018年法律第63号）¹が2018年6月29日に成立した。同法は、外国政府及びそのほかの外国の依頼人（foreign principal）のために活動を請け負った者に対し、登録を義務付ける制度を設け、活動の透明性を高めることにより、オーストラリアの政治及び選挙への外国からの影響を防ぐことを目的としている。また、②2018年国家保安法改正（諜報及び外国の干渉）法（2018年法律第67号）²は同法と同日に成立しており、残る③2018年選挙法改正（選挙資金及び開示改革）法案³が2018年9月7日現在、連邦議会上院で審議中である。

オーストラリアでは、二重国籍問題により失職⁴した4人を含む5人の下院議員の補欠選挙が2018年7月28日に行われた。さらに2019年5月までには総選挙が予定されている。政治及び選挙への外国からの妨害・干渉が危惧される中⁵、連立政府（自由党・国民党）及び最大野党労働党との超党派の取引⁶により上述の2つの法律が成立した。

2 法律の構成

法律は全6章71か条から成る。第1章は、用語を定義する。また、憲法上の根拠並びに同法と州及び特別地域の法律との関係に関する条項を含む。第2章は、登録義務が発生する時点、登録義務の対象となる活動及び適用除外の概要を示すことにより、制度の対象範囲を定める。第3章は、登録者の義務を規定する。第4章は、長官が登録を維持管理すること、長官に登録の対象となる情報及び文書の提出を強制する権限を付与すること、及び制度の対象となる情報がいかに交換され、あるいは取り扱われるかについて定める。第5章は、制度に関する違反を定める。第6章は、費用の賦課、規則作成及び委任権限の付与、年次報告書及び運営の見直し等、制度の運営を規定する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

¹ Foreign Influence Transparency Scheme Act 2018 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00063>>

² National Security Legislation Amendment (Espionage and Foreign Interference) Act 2018 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00067>> 1995年刑法典法（Criminal Code Act 1995）（1995年法律第12号）を改正し、反逆、諜報、外国の干渉及び関連する犯罪に対する罰則を強化する。

³ Electoral Legislation Amendment (Electoral Funding and Disclosure Reform) Bill 2017 <http://parlinfo.aph.gov.au/parlinfo/download/legislation/bills/s1117_first-senate/toc_pdf/1728620.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁴ Damon Muller, “Five leave the Parliament,” *Flag Post*, May 10, 2018. <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2018/May/Five_leave_the_Parliament>

⁵ David Crowe, “Of course it’s about China,” *Sydney Morning Herald*, June 8, 2018. <<https://www.smh.com.au/politics/federal/of-course-it-s-about-china-20180607-p4zk5z.html>>

⁶ David Crowe, “Coalition gives more ground in bid for security deal with Labor,” *Sydney Morning Herald*, June 7, 2018. <<https://www.smh.com.au/politics/federal/coalition-gives-more-ground-in-bid-for-security-deal-with-labor-20180607-p4zk6f.html>>

3 法律の概要

(1) 登録の要件

特定の活動が登録されるか否かは、外国の依頼人が誰か、活動の目的、及び場合によっては活動する者の以前の地位によるとしている。この制度の下、外国の依頼人との関係により、登録の義務を負い、かつ要件を満たした者は、登録の義務が発生した日から14日以内に、長官に対し登録の申請を行わなければならない。

(2) 外国の依頼人の範囲

外国の依頼人の範囲を、外国政府、外国政府と関連する団体、外国の政治団体及び外国政府に關係する個人と定義している。このうち、外国政府と関連する団体は、団体が会社の場合には①政府及び政治団体が発行株式の15%を超えて保有する、②外国の政府及び政治団体が議決権の15%を超えて保有する、③政府及び政治団体が取締役会の20%以上を指名できる権限を有する、等のいずれかの要件を満たすものとしている。

(3) 登録の対象となる活動

①外国政府のためのオーストラリア議会におけるロビー活動、②オーストラリアの政治及び政府に影響を及ぼすことを目的とした、外国の政治団体等のための同議会におけるロビー活動等、③当該目的のための外国の依頼人のための政治的ロビー活動全般、④当該目的による外国の依頼人のための広報活動、⑤当該目的による外国の依頼人のための支払活動、と規定している。⑥前閣僚及び指定の役職（連邦議会議員等）に最近就いていた者の活動も登録の対象となるとしている。

(4) 登録者の責務

登録者の責務として、①登録に影響を与えるデータの変更及び外国の依頼人のために請け負った支払活動を速やかに報告すること、②連邦選挙又は指定された投票（レファレンダム等）期間中、登録者が提供した情報の流布を調査し及び投票期間中に請け負った一定の登録対象活動について速やかに報告すること、③外国の依頼人のために広報活動を請け負った場合は情報開示をすること、④登録の義務を負う限り、登録を毎年更新すること、⑤適正に記録すること、を挙げている。

(5) 制度関係情報（scheme information）の取得及び取扱い

制度関係情報の取得及び取扱いについて、①長官は、この制度の下で登録された情報を保管しなければならない、②長官は、いずれかの者が制度に關係する情報を保有していると合理的に判断した場合、その者から情報を取得する権限を有する、③一部の制度関係情報は公開される（主として、登録者及び外国の依頼人の氏名及び請け負われた活動内容）、④長官は登録簿の情報を修正又は更新することができる、としている。

参考文献

- Cat Barker et al., “Foreign Influence Transparency Scheme Bill 2017 and Foreign Influence Transparency Scheme (Charges Imposition) Bill 2017,” *BILLS DIGEST*, NO.87, March 16, 2018. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/5849247/upload_binary/5849247.pdf;fileType=application/pdf>
- Juli Tomaras et al., “National Security Legislation Amendment (Espionage and Foreign Interference) Bill 2017,” *BILLS DIGEST*, NO.134, June 28, 2018. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/6053591/upload_binary/6053591.pdf;fileType=application/pdf>